# 静岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

**制定**　平成 20 年３月 31 日規則第３号

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　聴聞（第２条－第 14 条）
第３章　弁明の機会の付与（第 15 条－第 19 条）
第４章　雑則（第 20 条）
附則

## 第１章　総則

（趣旨）

第１条　広域連合長その他処分権限を有する者（以下「行政庁」という。）が行政手続法（平成５年法律第 88 号。以下「法」という。）その他の法律又はこれらに基づく命令及び静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成 19 年静岡県後期高齢者医療広域連合条例第 23 号。以下「広域連合条例」という。）の規定に基づいて行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続については、他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## 第２章　聴聞

（聴聞の通知）

第２条　法第 15 条第１項又は広域連合条例第 15 条第１項の規定による通知は、聴聞通知書（様式第１号）により行うものとする。

２　法第 15 条第３項又は広域連合条例第 15 条第３項の規定による掲示は、聴聞公示通知書（様式第２号）を掲示して行うものとする。

（聴聞の期日又は場所の変更）

第３条　行政庁が法第 15 条第１項又は広域連合条例第 15 条第１項の規定による通知をした場合（法第 15 条第３項後段又は広域連合条例第 15 条第３項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）において、やむを得ない理由があるときは、当事者は、行政庁に対し、当該やむを得ない理由を記載した書面を提出して、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

２　行政庁は、前項の規定による申出により、又は職権で、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

３　行政庁は、前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（その時までに法第 17 条第１項又は広域連合条例第 17 条第１項の規定による求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

（代理人）

（静岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

第４条　法第 16 条第３項（法第 17 条第３項において準用する場合を含む。）又は広域連合条例第 16 条第３項（広域連合条例第 17 条第３項において準用する場合を含む。）の規定による証明は、代理人資格証明書（様式第３号）を行政庁に提出して行うものとする。

２　法第 16 条第４項（法第 17 条第３項において準用する場合を含む。）又は広域連合条例第 16 条第４項（広域連合条例第 17 条第３項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、代理人資格喪失届（様式第４号）を行政庁に提出して行うものとする。

（関係人の参加の許可）

第５条　関係人は、法第 17 条第１項又は広域連合条例第 17 条第１項の規定による許可を受けようとするときは、聴聞の期日の４日前までに、聴聞参加許可申請書（様式第５号）を主宰者に提出しなければならない。

２　主宰者は、法第 17 条第１項又は広域連合条例第 17 条第１項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該関係人に通知しなければならない。

（文書等の閲覧等）

第６条　当事者等は、法第 18 条第１項又は広域連合条例第 18 条第１項の規定により資料の閲覧を求め、又は広域連合条例第 36 条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定により資料の写しの交付を求めようとするときは、資料閲覧等請求書（様式第６号）を行政庁に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧及び写しの交付の求めは、口頭ですることができる。

２　行政庁は、前項の規定により資料の閲覧をさせ、又は写しの交付をするときは、その場で閲覧させ、又は写しを交付する場合を除き、速やかに、閲覧又は写しの交付の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の期日における審理のための当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないよう配慮するものとする。

３　行政庁は、第１項ただし書の規定による資料の閲覧又は写しの交付の求めがあった場合において、当該審理において閲覧させ、又は写しの交付をすることができないとき（法第 18 条第１項後段又は広域連合条例第 18 条第１項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、閲覧又は写しの交付の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第 22 条第１項又は広域連合条例第 22 条第１項の規定により、当該閲覧の日時以後の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名）

第７条　法第 19 条第１項又は広域連合条例第 19 条第１項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

２　主宰者が法第 19 条第２項各号のいずれか又は広域連合条例第 19 条第２項各号のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

３　第３条第３項の規定は、前項の規定による指名をした場合について準用する。

（補佐人）

第８条　当事者又は参加人は、法第 20 条第３項又は広域連合条例第 20 条第３項の規定により補佐人の出頭の許可を受けようとするときは、聴聞の期日の４日前までに、補佐人出頭許可申請書（様式第７号）を主宰者に提出しなければならない。ただし、法第 22 条第２項本文（法第 25 条後段において準用する場合を含む。）又は広域連合条例第 22 条第２項本文（広域連合条例第 25 条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知され、又は告知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって、既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

２　主宰者は、法第 20 条第３項又は広域連合条例第 20 条第３項の規定により補佐人の出頭を許可したときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

３　補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序の維持）

第９条　主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

２　主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の期日における審理の秩序を維持するため、聴聞の期日における審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第 10 条　行政庁は、法第 20 条第６項又は広域連合条例第 20 条第６項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めたときは、聴聞の期日及び場所を公示するものとする。この場合において、行政庁は、当事者及び参加人（その時までに法第 17 条第１項又は広域連合条例第 17 条第１項の規定による求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けている者に限る。）に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

２　前項前段の規定は、法令の規定により聴聞の期日における審理を公開すべき場合について準用する。

（陳述書の提出）

第 11 条　法第 21 条第１項又は広域連合条例第 21 条第１項の規定による陳述書の提出は、意見陳述書（様式第８号）により行うものとする。

（聴聞の続行等の通知）

第 12 条　法第 22 条第２項本文（法第 25 条後段において準用する場合を含む。）又は広域連合条例第 22 条第２項本文（広域連合条例第 25 条後段において準用する場合を含む。）の規定による通知は、聴聞続行（再開）通知書（様式第９号）により行うものとする。

２　法第22条第３項（法第25条後段において準用する場合を含む。）において準用する法第15条第３項又は広域連合条例第22条第３項（広域連合条例第25条後段において準用する場合を含む。）において準用する広域連合条例第 15 条第３項の規定による掲示は、聴聞続行（再開）公示通知書（様式第10号）を掲示して行うものとする。

（聴聞調書及び報告書の記載事項）

第13条　法第24条第１項又は広域連合条例第24条第１項の調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合にあっては、第３号、第５号及び第６号に掲げる事項を除く。）及び作成年月日を記載し、主宰者がこれに職名を付して記名押印しなければならない。

⑴　聴聞の件名

⑵　聴聞の期日及び場所

⑶　聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人並びに補佐人（以下「聴聞参加者」という。）の氏名及び住所

⑷　聴聞の期日に出頭しなかった聴聞参加者の氏名及び住所並びに当事者又はその代理人が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無

⑸　聴聞の期日における審理で説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名

⑹　前号の審理で行政庁の職員が行った説明の要旨

⑺　聴聞参加者の陳述した意見（法第 21 条第１項又は広域連合条例第 21 条第１項の陳述書に記載された意見を含む。）の要旨

⑻　証拠書類等が提出された場合にあっては、その標目

⑼　その他参考となるべき事項

２　聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

３　法第24条第３項又は広域連合条例第24条第３項の報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項及び作成年月日を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

⑴　聴聞の件名

⑵　不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

⑶　前号の主張に理由があるかどうかについての主宰者の意見及びその理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧等）

第14条　当事者又は参加人は、法第24条第４項若しくは広域連合条例第24条第４項の規定により聴聞調書若しくは報告書の閲覧を求め、又は広域連合条例第36条第２項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定により聴聞調書若しくは報告書の写しの交付を求めようとするときは、聴聞調書・報告書閲覧等請求書（様式第11号）を聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては行政庁に提出しなければならない。

２　主宰者又は行政庁は、聴聞調書又は報告書の閲覧をさせ、又は写しの交付をするときは、その場で閲覧させ、又は写しの交付をする場合を除き、速やかに、閲覧又は写しの交付の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

第３章　弁明の機会の付与

（弁明書の提出）

第 15 条　法第 29 条第１項又は広域連合条例第 27 条第１項の規定による弁明書の提出は、弁明書（様式第 12 号）により行うものとする。

（弁明の機会の付与の通知）

第 16 条　法第 30 条又は広域連合条例第 28 条の規定による通知は、弁明の機会の付与通知書（様式第 13 号）により行うものとする。

２　法第 31 条において準用する法第 15 条第３項、広域連合条例第 29 条において準用する広域連合条例第 15 条第３項の規定による掲示は、弁明の機会の付与公示通知書（様式第 14 号）を掲示して行うものとする。

（口頭による弁明の聴取）

第 17 条　行政庁は、弁明を口頭ですることを認めたときは、その指名する職員に弁明を録取させなければならない。

２　前項の規定により弁明を録取する職員（以下「弁明録取者」という。）は、次に掲げる事項及び作成年月日を記載した調書（以下「弁明調書」という。）を作成し、これに職名を付して記名押印しなければならない。

⑴　弁明の件名

⑵　弁明の日時及び場所

⑶　弁明の日時に出頭した弁明者又はその代理人の氏名及び住所

⑷　弁明者又はその代理人の弁明の趣旨

⑸　証拠書類等が提出された場合にあっては、その標目

⑹　その他参考となるべき事項

３　弁明調書には、書面、図画、写真その他弁明録取者が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

（弁明調書の提出）

第 18 条　弁明録取者は、口頭による弁明の終結後速やかに、弁明調書を行政庁に提出しなければならない。

（準用）

第 19 条　第３条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第１項中「法第 15 条第１項又は広域連合条例第 15 条第１項の規定による通知をした場合（法第 15 条第３項後段又は広域連合条例第 15 条第３項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）」とあるのは「法第 30 条又は広域連合条例第 28 条の規定による通知をした場合（法第 31 条又は広域連合条例第 28 条におい

て準用する法第 15 条第３項後段又は広域連合条例第 15 条第３項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる場合を含む。）」と、「当事者」とあるのは「弁明者」と、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第２項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、同条第３項中「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と、「当事者及び参加人（その時までに法第 17 条第１項又は広域連合条例第 17 条第１項の規定による求めを受諾し、又はこれらの規定による許可を受けているものに限る。）」とあるのは「弁明者」と読み替えるものとする。

２　第４条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同条第１項中「法第 16 条第３項（法第 17 条第３項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第 31 条において準用する法第 16 条第３項」と、「広域連合条例第 16 条第３項（広域連合条例第 17 条第３項において準用する場合を含む。）」とあるのは「広域連合条例第 29 条において準用する広域連合条例第 16 条第３項」と、同条第２項中「法第 16 条第４項（法第 17 条第３項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第 31 条において準用する法第 16 条第４項」と、「広域連合条例第 16 条第４項（広域連合条例第 17 条第３項において準用する場合を含む。）」とあるのは「広域連合条例第 29 条において準用する広域連合条例第 16 条第４項」と読み替えるものとする。

第４章　雑則

（雑則）

第 20 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。

（静岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

様式第１号（第２条関係）

（表）

第　　号

年　　月　　日

様

行　政　庁　㊞

聴　聞　通　知　書

次のとおり聴聞を行いますので、行政手続法第15条第１項／静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例第15条第１項の規定により通知します。

| | |
|---|---|
| 聴聞の件名 | |
| 予定される不利益処分の内容 | |
| 不利益処分の根拠となる法令の条項 | |
| 不利益処分の原因となる事実 | |
| 聴聞の期日 | |
| 聴聞の場所 | |
| 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称、所在地及び連絡先 | 電話番号 |
| 聴聞の主宰者 | 職名<br>氏名 |

（静岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

（裏）

備考

1　聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

2　聴聞が終結する時までの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

3　聴聞の期日には代理人を出頭させることができます。この場合には、代理人資格証明書を行政庁に提出してください。

4　聴聞の期日には、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができます。この場合には、聴聞の期日の４日前までに補佐人出頭許可申請書を主宰者に提出してください。

5　やむを得ない理由がある場合には、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。

6　聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

7　正当な理由がなく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することがあります。

（静岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

様式第２号（第２条関係）

聴　聞　公　示　通　知　書

行　　政　　手
不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、
静岡県後期高齢者医療広
続　　法第 15 条第３項
の規定により、次のとおり公示します。
域連合行政手続条例第 15 条第３項

この掲示を始めた日から２週間を経過したときに、聴聞通知書が不利益処分の名あて人となるべき者に到達したものとみなされます。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付するので、申し出てください。

年　　月　　日

行　　政　　庁　　印

| | |
|---|---|
| 聴　聞　の　件　名 | |
| 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名 | |
| 不利益処分の名あて人となるべき者の住所 | |
| 聴　聞　の　期　日 | 年　　月　　日　　時　　分から |
| 聴　聞　の　場　所 | |
| 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称、所在地及び連絡先 | 電話番号 |

（静岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

様式第３号（第４条関係）

# 代　理　人　資　格　証　明　書

年　　月　　日

（あて先）行政庁

委任者
住所　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

受任者
住所　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

委任者は、　　年　　月　　日付け　　第　　号により、通知のあった次の聴聞／弁明について、受任者を代理人と定め、聴聞／弁明に関する一切の行為を委任します。

| | |
|---|---|
| 聴聞／弁明の件名 | |

（注）

１　不要な文字は、抹消すること。

２　委任者及び受任者の氏名欄には、委任者等がそれぞれ署名し、又は記名押印すること。ただし、委任者等が法人の場合は、記名押印に限る。

（静岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

様式第４号（第４条関係）

# 代　理　人　資　格　喪　失　届

年　　月　　日

（あて先）行政庁

委任者
住所　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

私の代理人は、　　年　　月　　日付け　　第　　号により、通知のあった次の　聴聞／弁明　について、その資格を失ったので、行政手続法／静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の規定により届け出ます。

| | |
|---|---|
| 聴聞／弁明の件名 | |
| 代理人の住所 | |
| 代理人の氏名 | |

（注）

１　不要な文字は、抹消すること。

２　委任者及び受任者の氏名欄には、委任者等がそれぞれ署名し、又は記名押印すること。ただし、委任者等が法人の場合は、記名押印に限る。

（静岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

様式第５号（第５条関係）

聴　聞　参　加　許　可　申　請　書

年　　月　　日

（あて先）主宰者

申請者　住所　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

次の聴聞に関する手続に参加することについて、行政手続法第17条第１項の規定による許可を受けたいので申請します。

静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例第17条第１項

| | |
|---|---|
| 聴　聞　の　件　名 | |
| 利害関係の内容 | |

（注）申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印に限る。

（静岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

様式第６号（第６条関係）

# 資　料　閲　覧　等　請　求　書

年　　月　　日

（あて先）行政庁

請求者
住所　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

行政手続法第 18 条第１項
静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例第 18 条第１項の規定により、次のとおり不
静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例第 36 条第　項

利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧／写しの交付を請求します。

| | |
|---|---|
| 聴聞の件名 | |
| 閲覧又は写しの交付を受けようとする資料の名称又は内容 | |

（注）請求者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、請求者が法人の場合は、記名押印に限る。

（静岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

様式第７号（第８条関係）

# 補　佐　人　出　頭　許　可　申　請　書

年　　月　　日

（あて先）主宰者

申請者　住所　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

年　月　日付け　　第　号により、通知のあった聴聞の期日に次の補佐人とともに出頭することについて、行政手続法第20条第３項／静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例第20条第３項の規定による許可を受けたいので申請します。

| | |
|---|---|
| 聴　聞　の　件　名 | |
| 補　佐　人　の　住　所 | |
| 補　佐　人　の　氏　名 | |
| 補　佐　す　る　事　項 | |

（注）申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印に限る。

（静岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

様式第８号（第 11 条関係）

# 意　見　陳　述　書

年　　月　　日

（あて先）主宰者

意見陳述者
住所　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

年　月　日付け　第　号により、通知のあった聴聞の期日への出頭に代えて、行政手続法第 21 条第１項／静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例第 21 条第１項の規定により、次のとおり意見を陳述します。

| | |
|---|---|
| 聴聞の件名 | |
| 聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見 | |
| 添付する証拠書類又は証拠物 | |

（注）意見陳述者氏名欄には、意見陳述者が署名し、又は記名押印すること。ただし、意見陳述者が法人の場合は、記名押印に限る。

（静岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

様式第９号（第 12 条関係）

年　　月　　日

様

主　　宰　　者　　㊞

聴　聞　続　行（ 再　開 ）通　知　書

年　　月　　日に行った聴聞について、次のとおり聴聞を　続行／再開　するので、

行　　政　　手　　続　　法

静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例

の規定により通知します。

| | |
|---|---|
| 聴　聞　の　件　名 | |
| 聴　聞　の　期　日 | 年　　月　　日　　時　　分から |
| 聴　聞　の　場　所 | |

（静岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

様式第10号（第12条関係）

聴　聞　続　行（再　開）公　示　通　知　書

当事者　　行　　政　　手　　続　　法
　　の所在が判明しないので、
参加人　　静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例

　　同　法第15条第３項
において準用する　　の規定により、次のとおり公示します。
　　同条例第15条第３項

　　から２週間を経過したとき　　続行　　当事者
この掲示を始めた日　　に、聴聞　　通知書が　　に到達した
　　の翌日　　再開　　参加人

ものとみなされます。

　　当事者　　続行
なお、　　に対しては、聴聞　　通知書をいつでも交付するので、申し出てください。
　　参加人　　再開

年　　月　　日

主　　宰　　者　　㊞

| | |
|---|---|
| 聴　聞　の　件　名 | |
| 当　事　者<br>参　加　人　の　氏　名 | |
| 当　事　者<br>参　加　人　の　住　所 | |
| 聴　聞　の　期　日 | 年　　月　　日　　時　　分から |
| 聴　聞　の　場　所 | |
| 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称、所在地及び連絡先 | 電話番号 |

（静岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

様式第11号（第14条関係）

# 聴聞調書・報告書閲覧等請求書

年　　月　　日

（あて先）　主宰者
　　行政庁

請求者
住所　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

行政手続法第24条第４項
静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例第24条第４項の規定により、次のとおり
静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例第36条第　項

閲覧
写しの交付
を請求します。

| | |
|---|---|
| 聴聞の件名 | |
| 閲覧又は写しの交付を受けようとする聴聞調書又は報告書の別 | |

（注）
1　聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては行政庁に提出すること。
2　請求者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、請求者が法人の場合は、記名押印に限る。

（静岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

様式第12号（第15条関係）

# 弁　　明　　書

年　　月　　日

（あて先）行政庁

弁明者
住所　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名　（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

行政手続法第29条第1項
静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例第27条第1項
の規定により、次のとおり弁明します。

| | |
|---|---|
| 弁明の件名 | |
| 弁明の機会の付与に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての弁明 | |
| 添付する証拠書類又は証拠物 | |

（注）弁明者氏名欄には、弁明者が署名し、又は記名押印すること。ただし、弁明者が法人の場合は、記名押印に限る。

（静岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

様式第13号（第16条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

行　政　庁　㊞

弁明の機会の付与通知書

次のとおり弁明の機会の付与を行いますので、行政手続静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続法第30条の規定により通知します。

| | |
|---|---|
| 弁明の件名 | |
| 予定される不利益処分の内容 | |
| 不利益処分の根拠となる法令の条項 | |
| 不利益処分の原因となる事実 | |
| 弁明書の提出先 | |
| 弁明書の提出期限 | 年　　月　　日 |
| 口頭による弁明の機会の付与の有無 | |
| 口頭による弁明の機会の付与の日時 | 年　　月　　日　　時　　分 |
| 口頭による弁明の機会の付与の場所 | |

（静岡県後期高齢者医療広域連合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則）

様式第14号（第16条関係）

弁明の機会の付与公示通知書

行政手

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、

静岡県後期高齢者医療広

続法第31条において準用する同法第15条第３項

の規定により、次のと

域連合行政手続条例第29条において準用する同条例第15条第３項

おり公示します。

この掲示を始めた日から２週間を経過したときに、弁明の機会の付与通知書が不利益処分の名あて人となるべき者に到達したものとみなされます。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、弁明の機会の付与通知書をいつでも交付するので、申し出てください。

年　月　日

行政庁　㊞

| | |
|---|---|
| 弁明の件名 | |
| 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名 | |
| 不利益処分の名あて人となるべき者の住所 | |
| 弁明書の提出先 | |
| 弁明書の提出期限 | 年　月　日 |
| 弁明に関する事務を所掌する組織の名称、所在地及び連絡先 | 電話番号 |
| 口頭による弁明の機会の付与の有無 | |
| 口頭による弁明の機会の付与の日時 | 年　月　日　時　分 |
| 口頭による弁明の機会の付与の場所 | |